

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令  
〔文部科学・厚生労働五〕

### 〔告 示〕

○除籍の一部が滅失した件  
〔法務五八三〕

○原戸籍が滅失した件（同五八四）

○除籍が滅失した件（同五八五）

○戸籍が滅失した件（同五八六）

○日本国に帰化を許可する件  
〔同五八七〕

○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とカタル国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四二〇）

○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件  
〔財務三四六〕

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の経手続をた生物の公表を行う件（厚生労働三五九）

○確定拠出年金法施行令第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格  
〔同三六〇〕

○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（農林水産二一三四）

○保安林の指定施設要件を変更する件（同二一三五～二一三七）

○対馬空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件  
〔国土交通一一八〇〕

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二二九～二四二）

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件（同二四三）

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二四四）

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二四五）

○平成二十九年十一月十二日付けをもつて土地の使用の認定をした件  
〔同二四六、二四七〕

○道路に関する件  
〔関東地方整備局三〇五〕

○道路に関する件  
〔中部地方整備局一〇一〕

○道路に関する件  
〔近畿地方整備局二〇二〕

○道路に関する件  
〔北海道開発局二一一～二二七〕

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省

### 〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

国家試験

普及指導員資格試験合格者  
〔農林水産省〕

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）

海事代理士試験合格者（同）

国土調査法による地図及び簿冊の作成  
〔国土交通省〕

### 〔公 告〕

諸事項

官庁

裁定表記載、無縁墳墓等改葬関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

### 省 令

○文部科学省令第五号  
厚生労働省令第五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七條第二号及び第三号並びに第四十條第二項第二号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年十二月二十二日

文部科学大臣 林 芳正  
厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十九年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(2)中「限り」を「限り、同法に基づき専門職大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ(2)において同じ」を加え、修めて卒業した者一の下に「同法に基づき専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条及び次条において同じ。」を加え、同号イ(3)中「短期大学」の下に「同法に基づき専門職大学の前期課程を含む。次条第一号イ(3)において同じ。」を加える。

第四条第一号イ(2)中「修業年限が三年であるものに限り。」を削る。

第六条第一号中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

元 三

### 告 示

○法務省告示第五百八十三号

長崎市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年一月二十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。